

様式例1 施設の概要

用途		面積	備考
校(園)地		m ²	
内 訳	校(園)舎敷地	①	
	運動場	②	
	その他		
校(園)舎			
内 訳	普通教室 (保育室)	(室)	〇〇m ² ×〇室 〇〇m ² ×〇室
	特別教室		〇〇室 〇m ²
	体育館(遊戯室)		
	講堂		
	教職員室		
	事務室		
	保健室		
	図書室		
	便所		
	その他		

その他の施設 ③	用途	面積	
内 訳	施設		
	用途		
	施設		
	用途		
	施設		

飲料水 〇〇市上水道

添付書類

- (1) 権利関係を証する書類 ④
- (2) 水質検査書 ⑤
- (3) 照度証明書、照明図 ⑥
- (4) 建築後確認通知書 ⑦

- ① 校(園)舎1階の建築面積と一致
- ② 実用面積を記入すること。
- ③ 直接教育の用に供する土地・施設以外の寄宿舍、教職員住宅等を記入すること。
- ④ 登記簿謄本のほか次の書類。ただし、同時に提出する認可申請書又は届出書において添付済のものは省略可。
 - ・買収にあつては売買契約書の写し
 - ・寄附にあつては寄附申込書の写し
 - ・借用にあつては賃貸借契約書(公正証書)の写し
 - ・校(園)舎新築にあつては工事請負契約書の写し
- ⑤ 飲料水が上水道以外の場合に、飲用に適する旨の公の機関の証明書(定性分析表)を添付すること。
上水道の場合は不要
- ⑥ 夜間授業を行う場合のみ添付すること。
- ⑦ 建物が完成している場合は検査済証を添付すること。

様式例2 学級編成表(1) ①

課程別	学科	学年	第1年度 (平成 年度)		第2年度 (平成 年度)		第3年度 (平成 年度)	
			学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
			学級	人	学級	人	学級	人
② 課程	科							
		小計						
	科							
		小計						
合計								

① 高等学校、専修学校、
各種学校の場合

② 各種学校の場合課程欄
の記入不要

学級編成表(2) ③

学年④ (○才児)	第1年度 (平成 年度)		第2年度 (平成 年度)		第3年度 (平成 年度)	
	学級数	生徒数 (園児数)	学級数	生徒数 (園児数)	学級数	生徒数 (園児数)
計						

③ 中学校、幼稚園の場合

④ () は幼稚園の場合

様式例3 校(園)具・教具の明細表

校(園)具①

品名	数量	価格	備考③
	点	円	
計			

教 具②

品名	数量	価格	備考③
	点	円	
計			

- ① 校(園)具とは、教育上必要な机、イス等をいう。
- ② 教具とは、教育上必要な機械、器具、標本及び模型等をいう。
- ③ 備考欄には、「自己所有」、「購入年月日」、「購入予定年月日」等の別を記入すること。

様式例4 教職員編成表

職名①	第1年度 (平成 年度)		第2年度 (平成 年度)		第3年度 (平成 年度)	
	専任	兼任②	専任	兼任②	専任	兼任②
校(園)長	名	名	名	名	名	名
教 頭						
主任教諭						
教 諭						
助 教 諭						
講 師						
養護教諭						
事務職員						
実習助手						
校(園)医						
その他の職員						
計						

- ① 在職者のいない職名は省略して作成すること。学則の教職員組織と一致すること。
- ② 兼任とは、他校の専任教員である場合等をいう。

様式例5 教職員名簿

職名	氏名	専任兼任の別	住 所	生年月日	最終学歴	免許状の種類	備考

添付書類

- 履歴書
- 免許状の写し(教員の場合のみ)
- 校長(園長)にあつては、身分証明書(市町村及び東京法務局発行)及び学校教育法施行規則第9条を適用する場合にあつては、その特別の事情について記載した書類

様式例6 校（園）長採用届及び承諾書

校（園）長採用届

鳥取県知事 様

〇〇学校（幼稚園）設置認可の上は〇〇〇を校長（園長）に採用したいので、お届けします。

年 月 日

〇〇学校（幼稚園）設置者 印

承 諾 書

〇〇学校設置者 様

〇〇学校設置認可の上は、校長（園長）に就任することを承諾します。

年 月 日

住所
氏名 〇 〇 〇 〇 印

様式例7 収支予算書 ①

収 入			支 出		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
授業料		1人〇円 〇人分×12ヶ月	人件費支出		校長 円 教員 円
入学金			消耗品費		
入学 検定料			光熱水費		
			旅費交通費		
			車輛燃料費		
			福 利 費		
			通信運搬費		
			印刷製本費		
計			計		

- ①
- (1) 2以上の学校を設置している学校にあつては、各学校ごとの収支が明らかになるよう記載すること。
 - (2) 設置者が学校法人である場合は、学校法人会計基準に準じて作成すること。

様式例 8 創設費（変更にあする経費）及び財源の総括表

区分	種別	項目 ③							
		契約年月日	契約の相手方	契約物件の所在地	面積	契約金額	支払(予定)年月日	支払(予定)金額	備考
① 創設費 ② 変更にあする経費	校(園)地				m ²	円		円	
		計							
	校(園)舎	種別	構造		面積	契約金額	支払(予定)年月日	支払(予定)金額	備考
		校(園)舎	鉄筋コンクリート造		m ²	円		円	
		月日	〇階建						
		着工月日	内訳						
	完成予定月日	〇〇工事							
	完成予定月日	〇〇工事							
	計								
	設備費	種別	数量	契約金額	支払(予定)年月日	支払(予定)金額	備考		
校(園)具		点	円		円				
教具		点							
図書		冊							
備品		点							
計									
運用財産	() 預金								
合計									
区分	種別	金額	備考						
財源内訳	自己資金	法人自己資金	円						
		寄付金							
		補助金							
		寄附物品							
		計							
	借入金	日本私立学校振興・共済事業団	④						
合計		⑤							

- ① 学校設置認可申請、専修・各種学校設置認可申請の場合
- ② 学校法人寄附行為変更認可申請の場合
- ③ 創設費（変更にあする経費）の各項目は契約書の内容と一致すること。

- ④ 借入条件等を記載すること。
- ⑤ 創設費合計額と一致

添付書類

- 1 自己資金については、銀行等残高証明書
- 2 寄附金については、寄附申込者毎に寄附申込書、印鑑証明書、所有を証明する書類
- 3 寄附物品については、寄附申込者毎に寄附申込書、印鑑証明書、所有を証明する書類
- 4 補助金、借入金については、手続を終了している書類又は手続中であることを証する書類

※ 同時に提出する認可申請書又は届出書において添付済のものは省略可

様式例 9 財産目録

1 基本財産 金 円
 (1) 校地

所在地	面積	評価額	備考
	m ²	円	別紙登記簿謄本及び価格評価書のとおり ①

(2) 校舎

所在地	構造	面積	評価額	備考
		m ² 内訳1階 m ² 2階 m ²	円	別紙登記簿謄本 及び価格評価書 のとおり

(3) 校具、教具、図書及び備品

種類	名称	数量	評価額	備考
校具	ほか	点	円	別紙価格評価書のとおり
教具				
図書				
備品				
計				

2 運用財産 金 円
 (1) 有価証券

種別	証券番号	額面金額	受託会社・銀行名	備考
		円		別紙証明書のとおり
計				

(2) 現金（預金）

種類	金額	銀行名等	備考
現金	円		別紙残高証明書のとおり
預金			
計			

3 負債 金 円
 (1) 日本私立学校振興・共済事業団借入金 金 円
 (2) ○ ○ ○ ○ 金 円

4 正味財産 金 円
 (1 + 2) - 3 = 4

②

※ 学校法人以外の専修学校・各種学校の場合は下記証明をすること。
 基本財産中、校地・校舎の評価額に相違ありません。

年 月 日 氏 名 ㊟

運用財産・負債に相違ありません。

年 月 日 氏 名 ㊟

(注) 評価人は不動産鑑定士、銀行等をいう。

① 価格評価書は、様式例 15を参照

② 同時に提出する認可申請書類において添付済のものは省略可

様式例10 負債償還計画書 ①

区分	借入先	借入 金額	借入 年月日	償還期間 及び利率	借入金に対する償還計画						備考
					00.3.31 までの償還済額	00年度 申請年度	00年度	00年度	00年度	00年度	
今回変更前の負債	〇〇銀行	千円		〇年 (据置 〇年) 年%	千円 ② ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	1. 借入目的 2. 抵当物件
小計			—	—							
今回変更に係る負債	日本私立学校振興・共済事業団										
	〇〇銀行										
小計			—	—							
合計			—	—							
償還財源の内訳 ④											

① 設置する学校に係るすべての負債（将来予定している負債を含む）償還計画を年度ごとに作成すること。

② () 内には当該年度分の利息の額を記入すること。

③ 備考欄には借入目的、抵当物件等を記入すること。

④ 償還財源の内訳欄には償還財源の内訳を詳細に記入し、その確実性を明らかにすること。

様式例11 役員名簿

役職名	氏名	住所	任期	職業等	寄附行為上の選出区分	備考
理事(理事長)			年月日から 年月日まで			
理事			"			
理事			"			
理事			"			
理事			"			
監事			"			
監事			"			

様式例12 施設概要書

用 途		変更前の 面 積	増加する 面 積	減少する 面 積	変更後の 面 積	備 考
校（園）地 ①		m ²	m ²	m ²	m ²	
内 訳	校（園）舎敷地					
	運動場					
	その他					
校（園）舎						
内 訳	普通教室 （保育室）	（ 室）	（ 室）	（ 室）	（ 室）	②
	特別教室					②
	体 育 館 （遊戯室）					②
	講 堂					②
	教職員室					②
	事 務 室					②
	保 健 室					②
	図 書 室					②
	便 所	(大0小0)	(大0小0)	(大0小0)	(大0小0)	②
	そ の 他					②

① 校（園）舎の面積の増加、減少に伴い校（園）舎敷地、運動場面積に影響を与えることとなる場合に記入すること。

② 増加、減少する校舎の構造等について記入すること。

その他の		用 地	m ²	m ²	m ²	m ²	備 考
施設 ③		施 設					
内	○○○	用 地					②
		施 設					
訳	○○○	用 地					②
		施 設					

③ 直接教育の用に供する土地・施設以外の寄宿舎、教職員住宅等を記入すること。

様式例13 寄附申込書

寄 附 申 込 書

学校法人〇〇〇〇設立①（〇〇学校（幼稚園）設置②）のために下記のことを寄附します。

年 月 日

学校法人 〇〇〇〇
 設立代表者 様
 (理事長 様)

住 所
 氏 名 ⑩

記

1 校（園）地 m² 〇〇〇〇〇〇所在
 2 校（園）舎 〇〇造〇階建 m² 〇〇〇〇〇〇所在
 3 校（園）具・教具・図書及び備品 別紙明細表③のとおり
 4 有価証券 円（額面）
 5 現金 円

- ① 学校法人設立のための寄附を受ける場合
- ② 学校（幼稚園）設置のための寄附を受ける場合

③ 様式例3に準じて作成すること。

添付書類

- 1 印鑑証明書
- 2 寄附が可能であることを証する書類 ④

- ④ (1) 不動産…登記簿謄本等（未登記の場合は市長等の所有又は使用証明書を添付すること。）
- (2) 有価証券…有価証券所有証明書
- (3) 預金…銀行等の発行する残高証明書
- (4) 現金…現金保有証明書（様式例14参照）

様式例14 現金保有証明書

現 金 保 有 証 明 書

金 〇 〇 円也

上記金額 年 月 日現在〇〇学校の金庫に保管していることを証明します。

〇〇学校
 校長 〇 〇 〇 ⑩

様式例15 価格評価書

(1) 校地(園地)

所在地	面積	評価価格
	m ²	円

(2) 校舎(園舎)

所在地	構造	面積	評価価格
		m ²	円

(3) 教具、校具(園具)及び図書、備品

種別	名称	数量	評価価格
			円

上記のとおり価格評価します。
 年 月 日

評価人 ①
 ㊟

① 評価人は不動産鑑定士、銀行等をいう。

様式例16 就任承諾書

役員就任承諾書

学校法人〇〇〇〇
 設立代表者(理事長) 〇〇〇〇 様
 ① ②

学校法人〇〇〇〇設立の上は(学校法人〇〇〇〇の)、理事(監事)に就任することを承諾します。

年 月 日

住所
氏名 ㊟

① 学校法人寄附行為認可申請の場合
 ② 理事又は監事の就任の場合

様式例17 役員に係る誓約書

誓 約 書

理事 ○ ○ ○ ○
 " " " "
 監事 ○ ○ ○ ○
 " " " "

} 全役員を記載すること。

上記役員のうち○○○○○と○○○○○が3親等以内の親族（又は配偶者）である以外は、3親等以内の親族（又は配偶者）は含まれておりません。

年 月 日

学校法人○○○○○
 理事長 印
 （設立代表者 印①）

① 法人設立の場合
 印鑑証明書を添付すること。

様式例18 監事に係る誓約書

監事 ○ ○ ○ ○
 監事 ○ ○ ○ ○

上記監事は、本法人の理事、職員（学校教職員を含む。）と兼ねていないことを誓約します。

年 月 日

学校法人○○○○○
 理事長 印
 （設立代表者 印①）

① 法人設立の場合
 印鑑証明書を添付すること。

様式例19 設立代表者を定めたときの権限を証明する書類

委 任 状

所在地
 学校法人 ○ ○ ○ ○
 設立代表者 ○ ○ ○ ○

上記の者に対し、学校法人○○○○○設立に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

設立者
 ○ ○ ○ ○ 印
 " "
 "

作成例 1 学校法人寄附行為

学校法人〇〇学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を鳥取県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇学校
- (2) 〇〇幼稚園
- (3) 〇〇専修学校
- (4) 〇〇各種学校

(収益事業) ※1

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(〇〇教育用品小売業)

(〇〇食料品小売業)

第3章 役員及び理事会

(役員) ※2

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 校長(園長)
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任された者 〇人
- (3) 学識経験者(校長(園長)又は評議員である者を除く。)のうちから理事会において選任された者 〇人

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長(園長)又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第8条 監事は、この法人の理事又は職員(校長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)以外の者のうちから評議員会(又は理事会)において選任する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) この法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果、不整の点のあることを発見したときは、これを鳥取県知事又は評議員会に報告すること。

※1

収益事業を行う場合に限る。

※2

(1) 理事は5人以上、監事は2人以上置かなければならない。

(2) 役員のうちには各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人をこえて含まれることになってはならない。

(4) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(5) 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期) ※3

第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(理事会)

第12条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。

12 理事は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に直接の利害関係のある事件については、その議事及び議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

※3

任期は2～4年とする。

(業務の決定)

第13条 この法人の業務は、理事会で決定する。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会) ※4

第18条 この法人に、評議員会をおく。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において互選する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

※4

理事定数の2倍をこえる数の評議員数とする。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 寄附行為の変更

(4) 合併

(5) 目的たる事業の成功の不能による解散

(6) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者選定

〔(7) 収益事業に関する重要事項〕※5

(8) 寄附物品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第22条 評議員は、次に掲げる者とする。

(1) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 ○○人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者 ○○人

(3) 学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、理事会において選任された者 ○○人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（任期）※6

第23条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第5章 資産及び会計

（資産）

第24条 この法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 授業料、入学金及び検定料

(3) 資産から生ずる果実

〔(4) 収益事業から生ずる収入〕※7

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

（資産の区分）

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産〔及び収益事業用財産※8〕とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

※5

収益事業を行う場合に限る。

※6

任期は2～4年とする。

※7～9

収益事業を行う場合に限る。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。 ※9

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産〔又は収益事業用財産※10〕に編入する。
(基本財産の処分の制限)

※10
収益事業を行う場合に限る。

第26条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により確実な有価証券を購入し、若しくは確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは銀行に定額預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。 ※11

※11
収益事業を行う場合に限る。

2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算)

第30条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、評議員会の意見をきいて、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て決定する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会の意見をきいて理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算)

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れ、この法人の設置する学校の経営に充てなければならない。 ※12

※12
収益事業を行う場合に限る。

(財産目録等の備付)

第33条 この法人の財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。

(資産総額の変更登記)

第34条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計

年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 鳥取県知事の解散命令

2 前項第1号の事由による解散にあつては鳥取県知事の認可を、同項第2号の事由による解散にあつては鳥取県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の同意を得た上、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

第8章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、学校法人〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、次に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第42条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、鳥取県知事の認可の日（〇年〇月〇日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	○	○	○	○
〃			〃	
〃			〃	
〃			〃	
〃			〃	
監 事	○	○	○	○
〃			〃	

作成例 2 変更条文新旧対照表

新旧比較対照表	
新	旧
<p>() 第〇〇条</p> <p>-----</p> <p style="text-align: center;">△△△△</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">①</p>	<p>() 第〇〇条</p> <p>-----</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">①</p>
<p>() 第〇〇条</p> <p>-----</p> <p>2 -----</p> <p style="text-align: right;">①</p>	<p>() 第〇〇条</p> <p>-----</p> <p>2 -----</p>
<p>() 第〇〇条</p> <p>-----</p> <p>2 -----</p> <p>(1) -----</p> <p>(2) -----</p>	<p>() 第〇〇条</p> <p>-----</p> <p>2 -----</p> <p>(1) -----</p> <p>(2) -----</p> <p>(3) -----</p> <p style="text-align: right;">①</p>

① 変更箇所は朱線を引くこと。

作成例 3 変更の条項及び理由書

変更の条項及び理由

〇〇〇を次のとおり変更する。

1 第〇〇条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

理由 -----

2 第〇〇条に次の1項を加える。

理由 -----

3 第〇〇条第〇項第〇号を削る。

理由 -----

4 附則として次の附則を加える。

附 則

この〇〇〇は、鳥取県知事の認可の日（〇年〇月〇日）から施行する。

理由 -----

作成例 4 学則

(1) 幼稚園園則

〇〇幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 本園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条及び第78条に従って幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、〇〇幼稚園という。

(位置)

第3条 本園の位置は、鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番地とする。

(入園資格)

第4条 本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学級数、収容定員、保育期及び休園日、保育時間

(保育年限)

第5条 この幼稚園の保育年限は、〇年とする。（ただし、満3歳になった月から在園している園児はこの限りでない。）

(学級数及び収容定員)

第6条 本園の学級数及び収容定員は、次の表のとおりとする。

区 分	学 級 数	定 員
〇 歳 児		名
〇 歳 児		名
〇 歳 児		名
計		名

(保育期)

第7条 1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

(休園日)

第8条 本園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 毎月第2土曜日

(3) 国民の祝日

(4) 夏季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(5) 冬季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(6) 春季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(7) 前各号に掲げるもののほか、園長が必要と認めた日

(保育時間)

第9条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで。ただし、季節により変更することがある。

第3章 保育内容、保育時数及び教職員組織

(保育内容)

第10条 保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現とする。

(保育時数)

第11条 1日の保育時数は、〇時間とし、前条に従い保育する。

(教職員組織)

第12条 本園に次の教職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 教諭 〇名以上
- (3) 助教諭 〇名以上
- (4) 養護教諭 〇名
- (5) 園医 〇名
- (6) 事務職員 〇名

2 園長は、園務を処理し、所属教職員を監督する。

第4章 入園、休園、退園、修了及びほう章

(入園許可)

第13条 入園については、園長の許可を要する。

(入園手続)

第14条 入園しようとする者は、申込書に選抜料を添えて園長に提出するものとする。

(休園又は退園)

第15条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

(修了)

第16条 本園所定の全保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(ほう章)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう章することがある。

第5章 入園料・保育料及びその他の経費

(経費)

第18条 入園料・保育料及びその他の経費は、次のとおりとする。

- (1) 入園料 〇〇〇〇 円
- (2) 保育料(年額) 〇〇〇〇 円(月額〇〇〇円)

[注 (3)教材費、(4)施設整備費、(5)暖房費等は必要に応じて記載すること。]

2 在籍園児の保護者は、当該園児の出席の有無にかかわらず、毎月〇日までにその月分を納入しなければならない。

3 納入した入園料・保育料及びその他の経費は、原則として返還しない。

(徴収免除)

第19条 特別の事情があり、園長が相当と認めた場合には、保育料その他の経費の一部又は全部を徴収しないこともある。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この園則に定めるもののほか、この園則の施行に関して必要な事項は、園長が別に定める。

附則

この園則は、〇年〇月〇日から施行する。

(2) 専修学校学則

○ ○ 学 校 学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、○○○○を養成（育成）することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、○○○○学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、鳥取県○○○○○○とする。

〔注 分校のある場合はあわせて記載すること。〕

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
	科	年	名	名	
	科	年	名	名	

〔注 課程名欄には、「○○専門課程」のように分野の名称を入れることが望ましい。

備考欄には、「昼間」「夜間」「昼夜開講」の別等を記載すること。〕

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

2 ○○課程の学期は、次のとおりとする。

第1学期 ○月○日から○月○日まで

第2学期 ○月○日から○月○日まで

第3学期 ○月○日から○月○日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業 ○月○日から○月○日まで
- (4) 冬季休業 ○月○日から○月○日まで
- (5) 春季休業 ○月○日から○月○日まで
- (6) 開校記念日 ○月○日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、○○学科にあっては○○時間以上、○○学科にあっては○○時間以上・・・・とする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、35時間をもって1単位とする。

2 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあっては〇〇時間をもって1単位、演習にあっては〇〇時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあっては〇〇時間をもって1単位とする。

[注 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学校が定める授業時数をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学校が定める授業時数をもって1単位とすること。]

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校、大学等において別表第2に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の4分の1を越えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

(始業及び終業)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
〇〇課程	〇〇科	昼間	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	月～金
〇〇課程	〇〇科	夜間	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	月～金
〇〇課程	〇〇科	昼間	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	土 月～金
		夜間	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 ○名
- (2) 教員

課程	〇〇課程	〇〇課程	計
教員	名以上	名以上	名以上
講師			
助手			
計			

- (3) 事務職員 ○名以上
- (4) 学校医 ○名
- (5) 〇〇 ○名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

〇〇課程は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入して、第25条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から〇日以内に第25条の入学金を添え手続をとらなければならない。

(転入学)

第17条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

(休学、復学)

第18条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第20条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第21条 前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者には、専門士(〇〇専門課程)の称号を授与する。

[注 専門士(〇〇専門課程)の〇〇には分野の名称を記載すること。]

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 賞罰

(ほう賞)

第23条 成績優秀にして他の模範となる者についてほう賞することができる。

(懲戒)

第24条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第25条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費は、次のとおりとする。

入学検定料 ○○○○ 円
入学金 ○○○○ 円
授業料 ○○○○ 円 (年額)
実験実習費 ○○○○ 円 (年額)

第26条 既に納入した納付金は、返還しない。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1)
- (2)

2 停学を命ぜられた者も同様とする。

第27条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第28条 授業料その他の納付金を○月以上滞納した者は除籍することができる。

第8章 寄宿舍等

(寄宿舍、健康診断)

第29条 本校は、寄宿舍として○○寮を設置する。なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

2 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第30条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	修業期間	授業時数	総定員	備考
科			名	
科			名	

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(施行細則)

第31条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、○年○月○日から施行する。

(学則改正の場合の経過措置の記載例)

第○条の規定にかかわらず、○年○月○日以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1

〇〇課程〇〇科

科目区分	必修・ 選択の 別	授業科目	第 1 学 年		第 2 学 年		授業時数合計 (単位数)
			週間授 業時数	年間授 業時数	週間授 業時数	年間授 業時数	
一 般 科 目	必 修						()
							()
							()
	選 択						()
							()
専 門 科 目	必 修						()
							()
							()
	選 択						()
							()
							()
							()
〇 〇 科 目	必 修						()
							()
							()
	選 択						()
							()
必修科目授業時数							()
選択科目授業時数							()
卒業に必要な総授業時数							()

(注) 第1学年においては、選択科目を一般科目の中から〇〇時間以上、専門科目の中から〇〇時間以上、・・・履修するものとする。

第2学年においては、・・・・・・・・

[注 科目区分は各校の分類に従って区分すること。]

別表第2

〇〇課程〇〇科

科目区分	履修する専修学校、大学等	履修科目	本校において履修したとみなす授業 時数（単位数）
一 般 科 目	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇専門学校〇〇課程〇〇 学科	○ ○ ○ ○	() ()
専 門 科 目			
○ ○ 科 目			